7　ベトナム社会主義共和国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してベトナム社会主義共和国において課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

8　ベトナム社会主義共和国政府は、借款が適正に、かつ、専ら3(1)に規定する生産物又は役務の購入のために使用されることを確保するために必要な措置をとる。

9　ベトナム社会主義共和国政府は、情報源及び資料の出所を公正に取り扱うことを確保しつつ、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　借款の使途及び改革計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　借款及び改革計画に関連するその他の情報（腐敗行為に関するものを含む。）

10　両政府は、この了解から、又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をベトナム社会主義共和国政府に代わって確認される貴官の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が貴官の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かって敬意を表します。

二千十六年九月六日にハノイで

ベトナム社会主義共和国

日本国特命全権大使　深田博史

ベトナム社会主義共和国

計画・投資副大臣

グエン・ヴァン・チュン殿

（ベトナム側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、前記の了解をベトナム社会主義共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十六年九月六日にハノイで

ベトナム社会主義共和国

計画・投資副大臣

グエン・ヴァン・チュン

ベトナム社会主義共和国駐在

日本国特命全権大使　深田博史閣下

○外務省告示第三百八十三号

平成二十八年九月二十一日にスバ（フィジー）で、ナウル共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がナウル共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億円

3　署名者

日本側　花谷卓治在ナウル大使（フィジーにて兼轄）

ナウル側　キム・アロイ在フィジー　ナウル高等弁務官

平成二十八年十月四日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百八十四号

平成二十八年九月二十二日にハバナで、主要病院における医療サービス向上のための医療機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がキューバ共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　主要病院における医療サービス向上のための医療機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十二億七千三百万円

3　贈与の供与期限　平成三十五年一月三十一日まで

4　署名者

日本側　渡邉優在キューバ大使

キューバ側　ロドリーゴ・マルミエルカ・ディアス外国貿易・外国投資大臣

平成二十八年十月四日

外務大臣　岸田　文雄

○財務省・農林水産省・経済産業省告示第十一号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十八年十月四日

財務大臣　麻生　太郎

農林水産大臣　山本　有二

経済産業大臣　世耕　弘成

1　株式会社商工組合中央金庫が危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地

(1)　変更事項

変更前	変更後
営業所又は事務所の名称：長崎支店 郵便番号：850―0032 所在地：長崎県長崎市興善町２―21明治安田生命長崎興善町ビル５階 電話番号：095―823―6241	営業所又は事務所の名称：長崎支店 郵便番号：850―0841 所在地：長崎県長崎市銅座町２―13 電話番号：095―823―6241

(2)　変更年月日

平成28年10月17日

(3)　変更の理由

移転のため

○農林水産省告示第千九百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十月四日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　北海道沙流郡日高町字清畠一五七の三・一五七の一七・一五七の二〇・一五七の二四・二三七の二九・二三七の九六・二三七の一二七（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、一六四の一、二三七の一二六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字清畠二三七の二九（次の図に示す部分に限る。）、一五七の三、一五七の一七、一五七の二〇、一五七の二四、一六四の一、二三七の九六、二三七の一二六、二三七の一二七

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び日高町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十月四日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　埼玉県秩父市浦山字平溝四〇〇五、四〇〇六の一、四〇〇八の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字平溝四〇〇五・四〇〇六の一・四〇〇八の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）